

東京ベイ e S G プロジェクト
先行プロジェクト
2023 年度 公募要領

2023 年 7 月
東京都政策企画局

目次

1. 事業概要	1
(1) 背景・目的	1
(2) 実施スキーム	1
2. プロジェクトの内容	2
(1) 応募テーマ	2
(2) 実施エリア	4
(3) プロジェクト期間	8
(4) プロジェクトに対する支援	8
(5) 安全面での配慮	9
(6) 役割分担の考え方	10
3. 応募資格	10
4. 応募方法	11
(1) 提出書類	11
(2) 提出期間	11
(3) 提出方法	12
5. 実施事業者の選定	12
(1) 選定方法	12
(2) 選定スケジュール	12
(3) 評価基準	13
6. 留意点等	14
(1) 採択後の留意点	14
(2) 取り決めの締結	15
7. 問合せ	15
8. 支援事業者の企業情報	16

1. 事業概要

(1) 背景・目的

東京都では、「感染症の危機」と「気候危機」の2つの危機を乗り越え、50年・100年先の都市のあるべき姿を構想し、「自然」と「便利」が融合する持続可能な都市の創造を目指す「東京ベイeSGプロジェクト」を推進しています。東京のベイエリアには、日本を代表する物流ターミナルに加え、商業機能、エンターテインメント、東京2020大会関連施設など多様な魅力を持つ「臨海副都心エリア」や、将来的には約1,000haの広大な土地となる新しい埋立地である「中央防波堤エリア」といった高いポテンシャルが存在します。このフィールドを舞台に、最先端のテクノロジー（デジタルテクノロジー、グリーンテクノロジー）を活用したプロジェクトを展開し、ベイエリアから世界最先端を実現することで、東京の国際的なプレゼンスをさらに高めていくことが重要です。

そこで、本事業においては、中央防波堤エリアをテクノロジーの巨大実装エリアとして開放し、最先端テクノロジーの社会実装に向けた取組を「先行プロジェクト」（以下、「プロジェクト」とする）として公募するとともに、プロジェクトの実施を通じて、最先端技術の社会認知度を高め、中央防波堤エリアの魅力を向上させることで、「東京ベイeSGプロジェクト（Version 1.0）」において掲げる「ベイエリアから世界最先端を実現する」ことを目指します。

「感染症の危機」と「気候危機」に加え、昨今の自然災害やエネルギー問題なども踏まえると、私たちは大きな転換点に立っています。こうした課題を解決するためには、最先端テクノロジーの技術開発と社会実装を促進する必要があります。

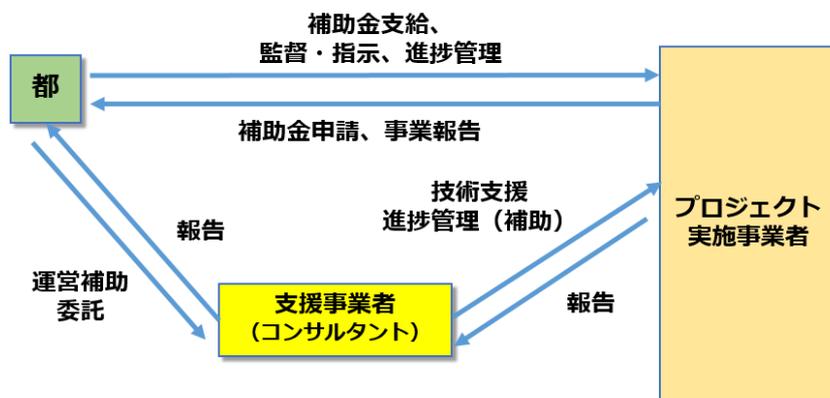
さらに、東京都では、スタートアップと共に新しい時代を切り拓き、東京の課題解決と成長に繋がる取組を進めるため、2022年11月に新たなスタートアップ戦略を策定しました。本事業を推進するに当たっては、スタートアップとも協働していきたいと考えています。

2022年度において、計9件のプロジェクトを採択したところですが、2023年度においても新たにプロジェクトを募集し、取組を更に加速させていきます。また、各プロジェクト間の相互連携を図り、多様な最先端テクノロジーを組み合わせることで、サーキュラーエコノミーの実現に資する技術の社会実装を推進し、官民協働により世界的な社会課題の解決に貢献していきます。

(2) 実施スキーム

プロジェクトの採択事業者は、支援事業者（株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 経営研究所）の支援のもと、以下に掲げるスキームイメージに則り、プロジェクトを実施します。

〔スキームイメージ〕



2. プロジェクトの内容

(1) 応募テーマ

本事業は、「次世代モビリティ」「最先端再生可能エネルギー」「環境改善・資源循環」の3つのテーマから、事業内容に合わせて課題解決を目指すテーマを選択いただきます（テーマの課題と事業例は参考として以下に記載しますが、あくまで例示のため、テーマに即した内容であれば他の事業でも構いません）。プロジェクトの採択件数としては、合計5件程度を予定しています。

応募者は複数のテーマに応募可能ですが、1つのテーマに対して複数応募することはできません。なお、応募プロジェクトが複数テーマに該当する場合、応募テーマを1つに決めていただきます。

また、東京都は、実施エリア内に再エネ由来の水素燃料電池設備を設置予定です。本プロジェクトでは、本燃料電池から電力を提供することも可能です。

A. 次世代モビリティ

テーマに対する課題	<p>交通渋滞による時間的及び経済的損失は深刻な課題であり、首都圏の渋滞による損失時間は全国の約3割を占めます。</p> <p>また、気候変動抑制や移動の効率化を目的とするモビリティのZEV化、多様化も東京都にとって取り組むべき重要な課題であり、渋滞解消、温室効果ガス排出削減、移動の効率化に資する次世代モビリティの導入が求められています。</p> <p>こうした中、東京都は「東京ベイeSGプロジェクト」の実現に向けた戦略として、ゼロエミッションの実現及びサステナブルな都市・交通ネットワークの充実を掲げ、ベイエリア内の交通の100%ZEV化や都心等とのアクセス向上を目標としています。</p>
-----------	--

事業例	空飛ぶクルマ、マイクロモビリティ、自動航行船 等
実施エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海の森水上競技場（陸上部） ・ 海の森公園東側船着場

B. 最先端再生可能エネルギー

テーマに対する課題	<p>世界的な気候変動により、全国で自然災害の激甚化をはじめとする種々の影響が生じています。</p> <p>今後もこうした影響が長期にわたり拡大する恐れがあると考えられており、地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出削減が課題となっています。</p> <p>こうした中、東京都は「東京ベイ e S Gプロジェクト」の実現に向けた戦略として、ゼロエミッションの実現を掲げ、ベイエリア内のエネルギーを、再生可能エネルギーや水素を柱とした100%クリーンエネルギーで賄うことを目標としています。</p>
事業例	太陽光発電窓、薄膜式太陽光発電 等
実施エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都環境局中防合同庁舎 ・ 海の森水上競技場（陸上部） ・ 海の森公園東側船着場 ・ 海の森水上競技場（指定水面）

C. 環境改善・資源循環

テーマに対する課題	<p>東京都を取り巻く環境問題として、気候変動に加えて、東京湾の富栄養化、生物多様性の低下等の課題が存在します。</p> <p>こうした中、東京都は「東京ベイ e S Gプロジェクト」の実現に向けた戦略として、水と緑溢れる都市づくりを掲げ、「自然の豊かさ」と「経済の豊かさ」が両立する都市づくりを目標としています。</p>
事業例	CO2吸着技術、水質・底質向上技術、廃プラスチック等を利用したアップサイクル製品の作成・設置 等
実施エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海の森水上競技場（陸上部） ・ 海の森水上競技場（指定水面）

(2) 実施エリア

今回の事業では、前項でも記載している中央防波堤エリア内の下記①～④のエリアを使用したプロジェクトの実施を原則とします。ただし、採択初年度に当該エリアを使用することを必須要件とするものではありません。

採択事業者は、東京都や支援事業者等と調整の上、本プロジェクトの実施期間において当該エリアを無償で使用することができます。

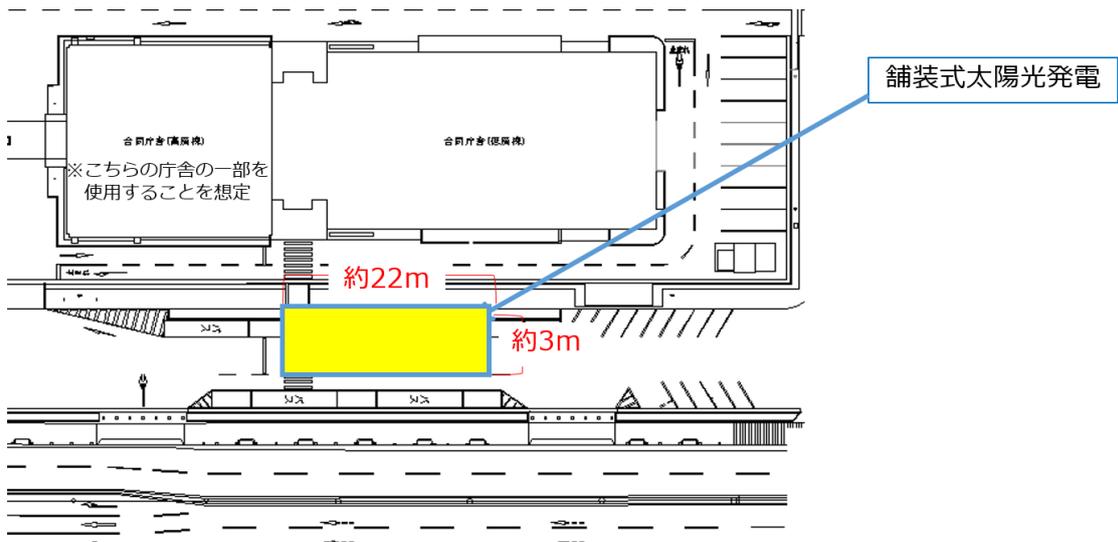
また、使用可能エリア②において、実際に最先端技術を実証できるようオフグリッドベースを設置する予定です。同施設を活用し、太陽光発電窓やCO2吸着コンクリート等の技術を実証いただくことが可能です。なお、電力については、2(1)記載の水素燃料電池設備等から供給することを想定しています。



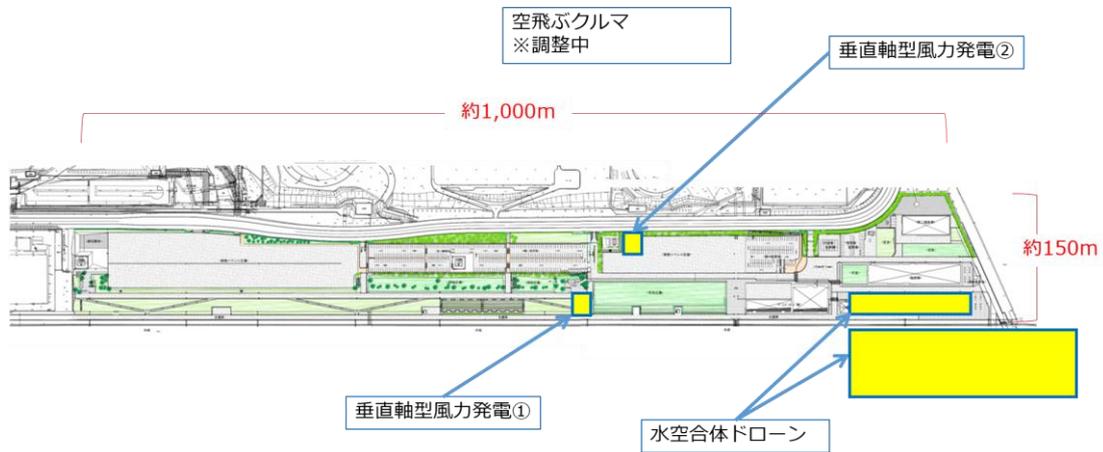
使用可能エリア①	東京都環境局中防合同庁舎
エリアの特徴	<ul style="list-style-type: none">・環境局合同庁舎の建物の一部となります。・小学生及び一般の方が見学に訪れることがあります。
備考	<ul style="list-style-type: none">・公募要領（別紙）の記載事項を遵守してください。・駐車場の一部において、舗装式太陽光発電のプロジェクト1件を実施中です。

・太陽光発電窓の設置を想定しています。なお、設置に当たっては、既存窓は残したまま、既存窓の内側もしくは外側に太陽光発電窓を設置してください。

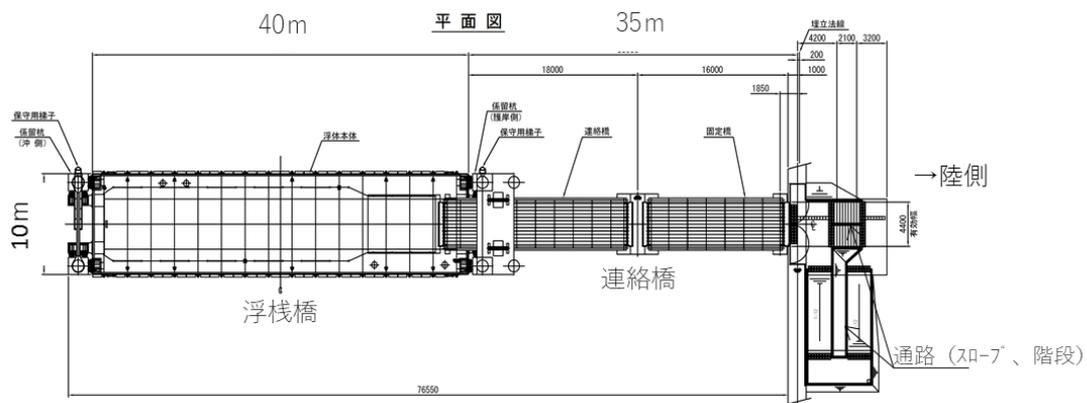
・エントランス部については、工事を予定しているため、付帯設備等の設置はできません。その他の設置場所については、規模や用途により、調整は可能です。



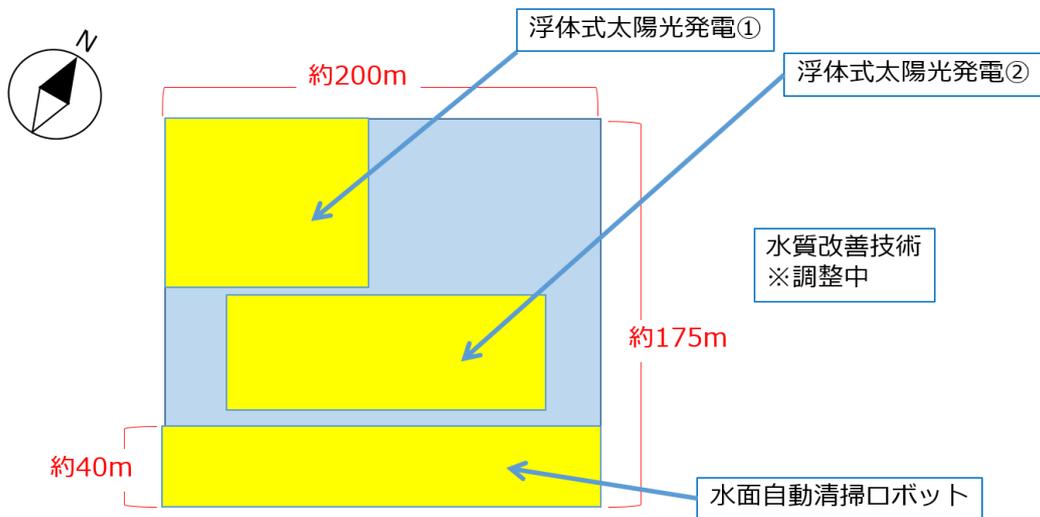
使用可能エリア②	海の森水上競技場（陸上部）
エリアの特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・海の森水上競技場内の敷地の一部になります。 ・当該地は野外観客席や自転車走行路が整備されています。 ・ボート、カヌー等の競技大会やイベントの実施時には多くの来訪者が見込まれます。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・公募要領（別紙）の記載事項を遵守してください。 ・空飛ぶクルマのプロジェクト1件、水空合体ドローンのプロジェクト1件、垂直軸型風力発電のプロジェクト2件を実施中のため、実施場所等の調整が必要です。 ・今後、エリア内に「オフグリッドベース」を設置する予定です。同施設を活用し、太陽光発電窓やCO2吸着コンクリート等の技術を実証いただくことも可能です。



使用可能エリア③	海の森公園東側船着場
面積	浮棧橋：幅 10m × 長さ 40m
エリアの特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・浮棧橋の両側に接岸が可能です。 ・陸からは階段又はスロープを利用して浮棧橋へアクセス可能です。
備考	・公募要領（別紙）の記載事項を遵守してください。



使用可能エリア④	海の森水上競技場（指定水面）
エリアの特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶の往来がなく、周辺を陸地で囲まれているため、穏やかな海域となっています。 ・競技用舟艇の退避場所等として利用されています。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・公募要領（別紙）の記載事項を遵守してください。 ・浮体式太陽光発電のプロジェクト 2 件、水質改善技術のプロジェクト 1 件、水面自動清掃ロボットのプロジェクト 1 件を実施中のため、実施場所等の調整が必要です。



(3) プロジェクト期間

今年度の実施期間は、採択事業者選定後から 2024 年 3 月 31 日までとし、翌年度以降の実施は、改めて延長の申請を可能とします。プロジェクトの実施は、最長 3 か年度（2026 年 3 月末まで）を予定しています。

なお、2024 年 3 月上旬までに今年度の実績報告書を提出いただきます。プロジェクトが複数年度に渡る場合は、応募の際に各年度及びプロジェクト全体のゴールを明示してください。また、補助金の支給を希望する場合は、「東京ベイ e S G プロジェクト先行プロジェクト補助金交付要綱」（以下、「補助金交付要綱」という。）の規定により、各年度の 3 月上旬までに当該年度の実績報告書等の必要書類を提出し、年度毎に補助金の申請を行ってください。プロジェクト終了後は設置した設備の撤去及び原状回復をしていただきます。

※プロジェクト期間は最長 2026 年 3 月末までを予定していますが、期間が短縮となる可能性もあります。

(4) プロジェクトに対する支援

プロジェクト実施者は、以下のとおり支援を受けることができます。

① プロジェクト実施費用

プロジェクト実施者は、採択後、東京都から補助金の支給を受けることができます。

プロジェクトの実施費用として、プロジェクト毎に、補助対象経費の 10 分の 10 以内の額（1 千円未満の端数は切り捨て）または補助対象テーマごと 1 申請当たり以下表の補助限度額のいずれか低い方の金額を支給します。

また、次世代モビリティ及び最先端再生可能エネルギーの 2 分野（計 4 件程度）において、水素を活用したプロジェクトが採択された場合は、1 件当たり 12,500 千円を上限として限度額に上乗せします。

なお、2023 年度の実施内容が次年度に向けた調査・準備に留まる場合は、テーマに関わらず、1 件当たり 10,000 千円を上限とします。

今年度の支援期間については、交付決定日から 2024 年 3 月 31 日までとします。

募集分野	次世代モビリティ	最先端再生可能エネルギー	環境改善・資源循環
補助限度額	30,000 千円	35,000 千円	20,000 千円
水素活用追加補助限度額	12,500 千円	12,500 千円	
採択予定件数	2 件程度	2 件程度	1 件程度

補助金は、プロジェクトの実績報告書等の必要書類の提出後、東京都による審査を経て、支給します。なお、プロジェクトの遅延等により、当初の計画を達成できない

場合は、補助金の支給額を変更する可能性があります。

プロジェクトが複数年度に渡る場合は、応募時に各年度における所要費用を明記してください。採択事業者は毎年4月当初に各年度の所要費用及び成果に関する計画を提出するとともに、当年度が終了するまでに実績報告書等の必要書類を提出してください。これらの書類の提出後、東京都において審査を行い、補助金として当該年度の実施費用を支給します。

支援規模については、翌年度以降も今年度と同程度を想定していますが、翌年度以降の支払を確約するものではなく、各年度における事業規模の確定後、補助金の支払有無及び金額が確定することになります。

補助金制度の詳細については、補助金交付要綱を参照してください。なお、補助金の申請方法等の詳細については、採択事業者に対し、補助金申請のマニュアルを別途ご案内します。

② その他支援

プロジェクト実施準備、関係部局や関係省庁等との調整、実施に係る助言、工程管理等の支援については、支援事業者が実施します。

(5) 安全面での配慮

使用及び設置する設備・機材等は、安全が十分に検証かつ保証されたものとするを前提とした上で、プロジェクトで使用するに当たっては、安全面への配慮について、次に掲げる全ての事項を遵守することが必要です。

- ① プロジェクト開始前に、安全対策について実施エリアの所管部署等と調整を行い、必要な安全対策を実施すること。プロジェクト実施中に、実施エリアでの立ち会いや関係者からの問い合わせがあった場合には、迅速に対応すること。
また、より一層の安全対策を講じることが可能となった場合には、当該対策を提示の上、判断を求めるなど、常に安全性の向上に努めること。(各実施エリア内における円滑な業務運営に支障をきたす場合は、事業を停止又は中止する可能性があります。)
- ② プロジェクト開始後、実施エリアの所管部署等から追加の安全対策を求められた場合は、実施エリアの所管部署等と協議の上、必要な対策を講じること。
- ③ 現場の事業運営の支障とならないようにすること。
- ④ その他、プロジェクトの安全な実施のために調整が必要な事項が生じた場合、または公募要領に定めのない事項については、実施エリアの所管部署や支援事業者等と協議の上、対応すること。

(6) 役割分担の考え方

段階	支援事業者	採択事業者
公募選定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募受付、応募事業者との各種調整 ・ 審査・選定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募資料の作成
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクト実施に向けた環境整備に係る支援 ・ プロジェクト実施のための各種調整の支援 ・ プロジェクト実施準備に関する工程管理 ・ プロジェクトの目標設定の支援・調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクト実施のための環境整備 ・ プロジェクトに必要なプロダクト・サービスの準備 ・ 安全対策の実施
実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクトの実施支援 ・ 補助金申請の受付や審査等に係る補助 ・ オフグリッドベースの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクト実施 ・ プロジェクト検証に必要なデータ収集 ・ インタビュー・撮影等への協力 ・ 国際発信イベントへの協力
検証	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクト検証結果に関する意見照会 ・ プロジェクト検証結果の取りまとめ等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクト検証の実施 ・ プロジェクト検証に係るデータ提供 ・ プロジェクト検証結果等に関する意見交換

3. 応募資格

応募者（応募主体者）は次に掲げるすべての事項を満たす事業者であることとします。

- ① 日本国内に拠点を有していること。
- ② プロジェクトの実施能力を有していること。
- ③ 本事業で実施するプロジェクト実施期間中は、プロジェクトの実施に関し、国や他自治体（東京都の他部署を含む。）から同一の目的、実施内容、及び対象経費に関して委託や助成を受けておらず、今後も受けない予定であること。
- ④ 地方自治法施行令（昭和 26 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条及び第 30 条の規定による更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑥ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑦ 反社会的勢力またはそれに関わる者との関与がないこと。
- ⑧ 応募主体者が連携事業者とコンソーシアム等を組み、共同してプロジェクトを実施する場合には、連携事業者が上記の④から⑦のいずれにも該当しないこと。

⑨ 応募主体もしくは連携事業者にスタートアップ事業者※が含まれていること。

※「スタートアップ事業者」とは、東京ベイ e S G プロジェクトの理念を理解し、都とともに持続可能な都市の実現に向けた取組を推進していく意思を有し、かつ応募時点で設立 10 年未満の企業をいう。

東京都による補助金支給を希望する場合は、別途定める補助金交付要綱に記載の要件を満たすことが必要です。なお、上記「スタートアップ事業者」の定義における「応募時点」については、補助金交付要綱第 3 条(3)に記載の「申込時点」と同義とします。

4. 応募方法

(1) 提出書類

① 応募意向表明届（様式 1）

東京都及び支援事業者において応募見込み件数を把握するため、応募を検討されている方は、応募意向表明届の提出にご協力をお願いします。応募意向表明届の提出後に応募を辞退いただくことも可能です。また、応募意向表明届の提出がない場合でも、本プロジェクトへの応募は可能であり、応募意向表明届の提出有無が審査に影響を及ぼすことはありません。

なお、応募意向表明届（様式 1）は、東京ベイ e S G プロジェクトのホームページ (<https://www.tokyobayesg.metro.tokyo.lg.jp/priorityprojects/recruitment2023.html>) よりダウンロードできます。

② 企画提案書（様式 2）

企画提案書（様式 2）は、東京ベイ e S G プロジェクトのホームページ (<https://www.tokyobayesg.metro.tokyo.lg.jp/priorityprojects/recruitment2023.html>) よりダウンロードできます。

③ 補足資料（任意）

補足資料は、企画提案書を補足する内容を示す資料（PowerPoint、パンフレット等）となります。

(2) 提出期間

① 応募意向表明届（様式 1）

2023 年 7 月 20 日（木）から 7 月 26 日（水）正午まで

② 企画提案書（様式 2）、③補足資料（任意）

2023 年 7 月 20 日（木）から 8 月 8 日（火）正午まで

(3) 提出方法

電子メールにより提出してください。持込、郵送は受け付けません。また、添付ファイルについては、合計 30MB 以内に収めていただくようお願いします。

- 提出先：株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所
- メールアドレス：tokyobayesg@nttdata-strategy.com
- 件名：【東京ベイ e S G プロジェクト】応募意向表明届提出／企画提案書提出：貴事業者名

5. 実施事業者の選定

(1) 選定方法

選定については、書類審査及びピッチ審査の 2 段階で実施します。

書類審査は、提出いただいた企画提案書について審査を行い、応募者全員に対し、支援事業者から結果の通知を行います。

ピッチ審査については、書類審査を通過した応募者に対してのみ実施します。

(2) 選定スケジュール

応募意向表明届 提出締切	2023 年 7 月 26 日（水）正午
質問 締切	2023 年 7 月 26 日（水）正午
質問 回答公表（予定）	2023 年 8 月 1 日（火）
企画提案書等 提出締切	2023 年 8 月 8 日（火）正午
書類審査 結果通知	2023 年 8 月下旬～9 月上旬
ピッチ審査※、結果発表	2023 年 9 月 11 日（月） 会場、時間等の詳細は改めてお知らせします。

※ピッチ審査は、1 事業者当たり計 15 分（ピッチ 5 分、質疑応答 10 分）で実施し、審査当日に実施会場にて結果を発表する予定です。

※ピッチ用の資料を別途作成する場合は、企画提案書の内容をまとめる形で準備し、新たな提案等はしないようご注意ください。詳細については、ピッチ審査の対象となった事業者に対し、改めてお知らせします。

※実施日等について、万一変更が生じた場合は、別途ご連絡します。

(3) 評価基準

プロジェクトの審査・選定に当たっては、以下の評価基準に基づき、総合的に評価を行います。

評価観点	評価基準	配点
①公共性	(1) 東京都の抱える社会課題を認識した上でその解決方針が提示されているか	12点
	(2) 上記で提示した解決策が具体的にどのように寄与するかを明示できているか	
②親和性	(1) 取組内容が東京ベイ e S Gプロジェクトの方向性（4つの戦略、未来の都市像）と合致しているか	20点
	(2) 取組内容は中央防波堤エリアの特徴を踏まえたものとなっているか	
③新規性・独自性	(1) 取組内容は、最先端のテクノロジーを活用した新たな切り口のある内容であるか（技術単体の新規性だけでなく、既存技術の組合せによる新規性も考慮）	28点
	(2) 取組に活用する技術の独自性や競合優位性が実績・特許・体制等から担保されているか	
④将来性	(1) 中央防波堤エリアから周辺ベイエリアへと社会実装に向けたステップが連続性・具体性をもって描かれているか	16点
	(2) 上記ステップごとに想定される課題認識及び対応方針を明記できているか	
⑤実現可能性		24点
	スケジュール	
	(1) マイルストーンが適切に設定されているか	4点
	(2) 実施内容が時系列で具体的に整理されており、十分な期間設定がなされているか	
	実施体制	
	(1) 事業を円滑に遂行するための参画者が具体的に提示されているか	4点
	(2) 体制における各参画者の役割及び関係性が示されているか	
	安全対策	
	(1) 事業の遂行に当たり安全上の懸念点がリストアップされているか	4点
	(2) 安全上のリスクに対する対処方法が明示されているか	
	総額・費用内訳	
	(1) 事業の遂行に当たり必要な費用が年度ごとに細分化された形で明記されているか	4点
	(2) 各費用項目に対する算出根拠が明示されるとともにコストを抑える工夫が示されているか	
	効果測定	
	(1) 事業を通じて達成する目標及び年度ごとの目標が明示されているか	4点
	(2) 上記で定義する成果を検証するための方法は、効率的・効果的かつ実現可能な実施方法であるか	
	地理的条件	
	(1) 事業内容の対象となる法規制の懸念点を認識できているか	4点
	(2) 中央防波堤エリアの地理・地質の面で事業の実施を阻む懸念点があるか	
	評価点合計	100点

6. 留意点等

(1) 採択後の留意点

本公募事業に採択された場合の留意点については、採択決定後に説明を行いますが、あらかじめ次の点にご留意ください。

- ・ 採択後における、採択事業者の事由による本事業への参加辞退は、原則不可であること。
- ・ プロジェクトの実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- ・ 事故等が発生しないよう安全面に十分な配慮を行ったうえで実施すること。事故等が発生した場合は、速やかに東京都及び支援事業者ならびに関係機関等へ報告するとともに、採択事業者の責任において原状回復や賠償等を行うこと。
- ・ 当初の想定と異なる事態が生じた場合は、その原因を分析し、支援事業者及び施設管理者等の関係機関と調整した上で、解決策を提示すること。
- ・ 必要に応じてプロジェクト内容の変更を検討すること。なお、変更に当たっては、東京都及び支援事業者と協議の上、決定すること。
- ・ 実施エリアにおいて、プロジェクトで使用する機器等が意図せず損壊される等の事態が発生した場合であっても、賠償はなされないこと。
- ・ 本事業を広く PR するため、プロジェクト実施期間中の映像撮影や、当該映像等の公表に協力すること。なお、臨海副都心や中央防波堤エリアを舞台として、2024年5月に国際発信イベントの開催を予定しているため、当該イベントにおけるプロジェクトのPRについても協力すること。
- ・ 原則として、プロジェクト実施期間中、プロジェクトにより生じた成果を営利目的で使用しないこと。
- ・ プロジェクトの成果検証に当たり、実施後の調査（アンケートやインタビュー等）に協力すること。また、プロジェクトで得られた情報や個人情報を除いたデータ等を必要に応じて提供すること。なお、プロジェクトの成果に係るデータ等は、東京都の許可なく第三者への開示、第三者機関への転載、掲載をしないこと。
- ・ 採択決定は、応募時に提案された全ての内容の実施、及び2024年度以降の補助金の拠出を保証するものではないこと。
- ・ 採択事業者は、支援事業者とプロジェクト内容を調整の上、実施計画書を作成し、当該計画書に沿った形でプロジェクトを実施すること。
- ・ プロジェクト実施期間中、東京都及び支援事業者の求めに応じ、必要な進捗報告を行うこと。また、東京都及び支援事業者が進捗確認のため現地に赴く場合は、その対応を行うこと。
- ・ 東京都及び支援事業者に対し、プロジェクトの成果に関する報告を実施すること。
- ・ 企画提案書に記載した内容は、プロジェクトの基本方針となること。また、採択後に

において、採択事業者の都合により内容の大幅な変更が生じた場合は、採択を取り消す可能性があること。

(2) 取り決めの締結

- ・ プロジェクトの実施に先立ち、採択事業者は、東京都及び支援事業者との間で、1(2)実施スキーム、2(6)役割分担の考え方等に基づく取り決めに交わしていただきます。
- ・ 詳細につきましては、採択後に東京都もしくは支援事業者から提示を予定しております。なお、書類の不備や条件が合致しない場合は、取り決めに締結できず、プロジェクトが開始できない可能性があります。

7. 問合せ

プロジェクト全般、公募要領、提出書類等に関して質問がある場合は、質問票（様式3）を以下の提出先まで電子メールによりご連絡ください。質問の受付期間は、2023年7月26日（水）正午までとします。また、質問に対する回答は、2023年8月1日（火）を目途に、東京ベイ e S G プロジェクトのホームページ（<https://www.tokyobayesg.metro.tokyo.lg.jp/priorityprojects/recruitment2023.html>）へ掲載する予定です。

○提出先：株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

○メールアドレス：tokyobayesg@nttdata-strategy.com

○件名：【東京ベイ e S G プロジェクト】事業に関する問合せ：貴事業者名

なお、質問票（様式3）については、東京ベイ e S G プロジェクトのホームページ（<https://www.tokyobayesg.metro.tokyo.lg.jp/priorityprojects/recruitment2023.html>）よりダウンロードできます。

8. 支援事業者の企業情報

企業名	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所
代表者	代表取締役社長 山口 重樹
設立	1991年4月12日
資本金	4億5000万円
本社所在地	東京都千代田区平河町2-7-9 JA 共済ビル9階・10 階
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業経営および行政に関する調査研究ならびにコンサルティング業務 ・ 情報および通信システムの企画・開発に関する調査研究ならびにコンサルティング業務 ・ 経済、社会、産業、文化等に関する調査研究ならびにコンサルティング業務 ・ 前各号に関連する教育研修・セミナーの実施・運営、情報の提供ならびに刊行物の出版 ・ 前各号に付帯する一切の業務
URL	https://www.nttdata-strategy.com/
本事業の責任者	ビジネストラנסフォーメーションユニット クロスクリエイショングループ アソシエイトパートナー 河本 敏夫

以上

東京ベイ e S G プロジェクト
先行プロジェクト

2023 年度 公募要領（別紙）

公募要領に記載した実施エリア①～④の使用に当たっては、以下の制約条件を遵守し、プロジェクトを実施してください。

(1) 全対象エリア共通事項

- ・都政の妨げになる恐れのあるものは実施できません。
- ・既存の施設や設備の移動・改変を伴うものは実施できません。
- ・羽田空港の特別管制圏内であり、事業内容に応じて関係機関との調整が必要です。

(2) 使用可能エリア①（東京都環境局中防合同庁舎）

- ・合同庁舎の使用を妨げる恐れのあるものは実施できません。
- ・見学事業を妨げる恐れのあるものは実施できません。
- ・当施設は、小学生や一般の方が見学に訪れることがあります。これらの見学事業を妨げる恐れのあるものは実施できません。また、設備の設置に当たっては、見学事業のスケジュールを十分勘案し、工程や工法を検討してください。
- ・発電した電力の活用等を検討する際には、小学生の環境学習にも資するものを提案してください。
- ・庁舎のエントランス部については、令和5年10月から令和6年度にかけて、センターホール部については、令和5年9月から令和6年度にかけて改修工事を予定しています。事業の実施に当たっては、改修工事との輻輳を避けた工程や工法を検討してください。
- ・太陽光発電窓の設置に当たっては、自然採光による明るさの確保等、室内環境の保全に十分配慮してください。
- ・施設の安全管理上、台風等の荒天時の事前対応等をお願いすることがあります。また、荒天時の破損等の原状回復等は事業者の責任で対応いただきます。

(3) 使用可能エリア②（海の森水上競技場（陸上部））

- ・事業期間中に工事が行われるため、具体的な使用可能場所は別途提示します。
- ・競技利用をはじめ、海の森水上競技場利用者や競技場内で実施している工事の妨げになる恐れがあるものは実施できません。構造物の設置等をご遠慮いただく場所については、別途提示します。
- ・当該期間中は周辺にて工事が行われていますので、使用箇所については調整等をさせていただきます。
- ・施設の安全管理上、台風等の荒天時の事前対応等をお願いすることがあります。また、荒天時の破損等の原状回復等は事業者の責任で対応いただきます。

(4) 使用可能エリア③（海の森公園東側船着場）

- ・高潮・荒天発生後及び震度5以上の地震発生後は、緊急点検により異常がないことを確認した後でなければ利用できません。
- ・プロジェクトの実施期間中、船舶の係留保管場所として使用することが可能です。ただし、使用期間については制限がかかる場合があります。
- ・電源はありませんので、照明点灯等、電気を使用する場合等は、発電機等の仮設電源が必要です。
- ・イベント便運航や点検補修等により利用不可の日がありますので、日程については調整が必要です。
- ・海の森公園東側船着場周辺の陸域は閉鎖管理となっているため、立ち入る場合は所定の手続が必要となる場合があります。
- ・工事等が予定されているため、立ち入りや利用に当たっては調整が必要です。
- ・タラップ等、利用に必要な施設は、全て事業者にてご用意ください。
- ・周辺又は近接する場所に埋設圧送管、木皮土砂分離場が設置されているため、ご注意ください。

(5) 使用可能エリア④（海の森：水上競技場（指定水面））

- ・事業期間中に工事が行われる予定です。具体的な使用可能場所については、別途提示します。
- ・船舶の航路を妨げる恐れのあるものは実施できません。
- ・競技利用をはじめ、海の森水上競技場利用者や競技場内で実施している工事の妨げになる恐れがあるものは実施できません。
- ・水面での工事等があるため、海の森水上競技場の水面を運搬経路として利用することはできません。
- ・施設の安全管理上、台風等の荒天時の事前対応等をお願いすることがあります。また、荒天時の破損等の原状回復等は事業者の責任で対応いただきます。